

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1－11	令和5年度 墨田区青少年問題協議会		
開催日時	令和6年1月24日（水） 午後3時から午後3時50分まで			
開催場所	区役所17階 第1委員会室			
出席者数	【委員】36名(委員数41名) 【事務局その他】教育委員会事務局次長、庶務課長事務取扱教育委員会事務局参事、指導室長、地域教育支援課長、地域教育支援主査、本所警察署生活安全課長、本所警察署生活安全課少年第一係統括係長、向島警察署生活安全課長、向島警察署生活安全課少年第一係担当係長			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題	1 令和6年度墨田区青少年対策基本方針（案）について（協議） 2 墨田区子ども・若者計画の改定について（協議） 3 令和5年度墨田区青少年対策事業推進状況について（報告） 4 墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について（報告）			
配布資料	1 令和5年度 墨田区青少年問題協議会次第 2 墨田区青少年問題協議会委員名簿 資料1 3 令和6年度墨田区青少年対策基本方針（案） 資料2 4 令和5年度墨田区青少年対策事業推進状況 資料3 5 墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況 資料4 6 墨田区子ども・若者計画事業一覧（令和6年1月現在） 資料5 7 墨田区青少年問題協議会条例 資料6 8 墨田区子ども・若者計画の改定について 当日配布			
会議概要	1 会議の成立 地域教育支援課長から、欠席委員の報告及び会議成立の報告（定足数である委員の半数以上の出席があること（墨田区青少年問題協議会条例第6条））がなされた。 2 会長（区長）挨拶 会長（区長）の挨拶後、本所警察署長が挨拶した。 3 議長の選出 議長の選出について、会長（区長）が務めることとした。 4 会議の公開 会長（区長）より議事録作成のための録音とその公開について説明を行った。 5 副会長の選任 議事に先立ち、墨田区青少年問題協議会条例第2条第3項の規定に基づき、副会長の選任を行った。互選の方法について「会長一任」の声があったため、会長（区長）から副区長を副会長に指名し、委員の承認を得た。			

6 令和6年度墨田区青少年対策基本方針（案）についての協議

地域教育支援課長から令和5年度墨田区青少年対策基本方針（案）（以下、「方針（案）」という。）の説明を行い、協議した。

【主な意見等】

会 長 ご意見がないため、方針（案）について提案のとおり、皆様の拍手を以って、ご決定いただきたい。

一 同 拍手（反対なし。）

会 長 原案のとおり方針を決定する。

7 墨田区子ども・若者計画の改定についての協議

地域教育支援課長から墨田区子ども・若者計画（以下、「計画」という。）の改定について説明を行い、協議した。

【主な意見等】

区議会議員 アンケート等の実態調査について、子どもを取り巻く環境は、ひきこもり・ニート、児童虐待等の様々な課題がある中で、どのようなものを対象として実態調査を行うのか、また本人への聞き取り調査等、様々な調査方法がある中で、どのように行っていくのか教えていただきたい。

事 務 局 実態調査についての内容や実施方法等は、検討を重ねているところである。一番肝心な部分になるため、現行の計画の質問事項を土台にした上で、新たにどのようなものを取り入れていくべきなのか、また今の時代に合わせてどのようなアンケートの取り方がふさわしいのか、以上のようなものをよく話し合い、より良い形で進めていきたいと考えている。

区議会議員 アンケート等による実態調査について、対象や調査方法等、多岐にわたるやり方を採用いただければよいように要望する。

会 長 参考にさせていただき、対応していきたい。
ご意見もいただいたが、計画の改定については、提案のとおり皆様の拍手を以って、ご決定いただきたい。

一 同 拍手（反対意見なし。）

会 長 計画の改定にあたり、区長の諮問を受けるとともに、当協議会に専門委員会を設置することを決定する。

8 令和5年度墨田区青少年対策事業推進状況についての報告

地域教育支援課長から、令和5年度墨田区青少年対策事業推進状況についての報告が行われた。

9 墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について

地域教育支援課長から、墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について

の報告が行われた。

10 その他関連事項について

その他関連事項について意見を募った。

【主な意見等】

学識経験者 学校跡地の活用について、地域を巻き込んで子ども・若者政策の展開をしていただきたい。旧向島中学校の跡地の活用方法を検討するにあたっては、地域を巻き込んで共に行うこととし、区の独善で話が進まないようにしていただきたい。

副 会 長 旧向島中学校については、区の皆さんにとって非常に貴重な財産であると考えている。体育館で学童クラブをお願いしているが、校舎の方はあまり活用されていない状況である。地域でもまだまだ学童クラブの需要があり、そのような意味では、地域の声などを聴き、今後、活用策を検討させていただきたいと考えている。校舎の方は老朽化している関係で、いずれ解体になると思われるが、体育館はまだまだ利用できるため、またご相談させていただきたい。

会 長 地域の皆さんにもご相談させていただきながらということ、学童の需要というのは、我々にとっても一つの課題であると認識している。

区議会議員 本区では「すみだいきいき子育てガイドブック」という素晴らしい冊子があるが、就学支援に関する問い合わせが多々あるため、周知方法等を改めて考えていただきたい。

事 務 局 教育委員会では、区長部局と連携しながら、就学支援あるいは子どもにとってどのようなことを説明していく必要があるのかということ話を合っているところである。PR不足というご指摘もあるが、わかりやすく、どのような形が良いのか、今後検討していきたい。

学識経験者 先日、向島警察署管内でオートバイに乗った子どもたちが1人死亡するという死亡事故があった。向島警察署長は本日欠席ではあるが、オートバイに3人乗っていたということで、子どもたちがどのような生活を送っていたのか、事故に遭うまでの経過というものを重視しても良いのではないかと思う。

会 長 今ご意見として出たこのような背景については、この協議会のちょっとしたテーマでもあると感じているところである。

関係行政機関の職員 不良グループ等は今の場合、表面にはあまり出ないが、学校不登校いじめの話など、必ず兆しが出てくると考えている。親の目、学校の目、地域の目があればそのような変化に気づき、110番等、情報共有を皆さん方としっかりして、健全育成といった活動につなげていきたい。

学識経験者 先程決定された方針（案）が、今の状況に即した課題がしっかりと盛り

	込まれており、素晴らしいと思ったのだが、それがどのように計画の事業に落とし込まれているのか、つながりが見えづらく感じた。 事務局 貴重なご意見をいただきましたので、今後改定していくにあたり、わかりやすくなるような作り方を心掛けていきたい。 学識経験者 以前は非行少年などがおそらく見えやすい形になっていたということもあり、普及運動みたいなものを厚く行っていたと思うが、今の貧困家庭やヤングケアラーはとても見えづらくなっているという課題意識があり、施策として何かアプローチができているのかという心配もあり、事業のマッピングがされているのかという質問につながっている。 会長 貴重なご意見として承る。見えない部分に対する我々の対応というところまで含めて、わかりやすく表現できるように努力していきたい。その他、様々なご質問やご意見をいただき、一定のお答えをさせていただいたが、本日いただいた内容をしっかり整理し、また次に進めさせていただきたいと考えている。 11 議長解任、閉会（午後 3 時 50 分） 会議の概要は、以上である。
	教育委員会事務局地域教育支援課地域教育支援担当（内線 5 1 6 3）

令和5年度墨田区青少年問題協議会 次第

令和6年1月24日（水）午後3時
区役所17階 第1委員会室

司会 地域教育支援課長 大八木 努

開 会

1 挨拶

墨田区青少年問題協議会会長 墨田区長 山本 亨
警視庁本所警察署長 山本 英治

2 議 事

(1) 協議事項

議案1：令和6年度墨田区青少年対策基本方針（案）について 資料2
議案2：墨田区子ども・若者計画の改定について （資料当日配布）

(2) 報告事項

報告1：令和5年度墨田区青少年対策事業推進状況について 資料3
報告2：墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について 資料4

閉 会

※配布資料	1 墨田区青少年問題協議会委員名簿	資料1
	2 令和6年度墨田区青少年対策基本方針（案）	資料2
	3 令和5年度墨田区青少年対策事業推進状況	資料3
	4 墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況	資料4
	5 墨田区子ども・若者計画事業一覧（令和6年1月現在）	資料5
	6 墨田区青少年問題協議会条例	資料6
	7 墨田区子ども・若者計画の改定について	当日配布

墨田区青少年問題協議会委員名簿

(令和6年1月24日現在)

職 名	選出区分	氏 名	備 考
会 長	墨田区長	山 本 亨	
委 員	区議会議員	あべ よしたけ	
		おまた 雄 一	
		中村 あきひろ	
		船 橋 けんご	
	学識経験者	川中子 登志雄	区立小学校長会会長
		駒 田 るみ子	区立中学校長会会長
		金 田 裕 治	高等学校長代表
		吉 川 宜 範	私立幼稚園連合会会長
		小 武 三 博	区立小学校PTA協議会会長
		泉 和 典	区立中学校PTA連合会会長
		小 野 俊 一	青少年委員協議会会長
		小 澤 裕 二	少年団体連合会会長
		島 田 泰 子	スポーツ推進委員協議会会長
		鎌 形 由美子	民生委員・児童委員協議会会長
		廣 田 健 史	本所防犯協会会長
		岩 田 庸一郎	向島防犯協会会長
		有 馬 慶 子	保護司会会長
		西 村 紀 子	墨中地区青少年育成委員会委員長
		安 藤 玲 子	本中地区青少年育成委員会委員長
		山 口 仁 美	両中地区青少年育成委員会委員長
		横 井 新 一	竪中地区青少年育成委員会委員長
		小 林 厚 子	錦中地区青少年育成委員会委員長
		坂 井 正 廣	吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
		堀 口 義 晃	寺中地区青少年育成委員会委員長
		市 川 清	文花中地区青少年育成委員会委員長
		長谷川 豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長
		吉 澤 利 雄	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長
	関係行政機関の職員	山 本 英 治	本所警察署長
		田 平 誠	向島警察署長
		栗 原 博	東京都江東児童相談所長
		佐々木 幸 彦	墨田公共職業安定所長
		岡 大 輔	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
		野 口 裕 司	東京保護観察所保護観察官
		釜 賀 由 美	向島労働基準監督署長
	区の職員	岸 川 紀 子	副区長
		加 藤 裕 之	教育委員会教育長
		郡 司 剛 英	産業観光部長
		関 口 芳 正	福祉保健部長
		杉 下 由 行	福祉保健部保健衛生担当部長
		酒 井 敏 春	子ども・子育て支援部長

令和 6 年度 墨田区青少年対策基本方針（案）

1 趣 旨

今日の青少年をめぐる問題は、高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、とりわけ、メディア環境の急速な変化に伴い、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などをきっかけに、いじめや性被害、さらには「闇バイト」への応募から犯罪に巻き込まれるなどといったトラブルが大きな社会問題となっている。

また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、児童虐待の増加、生活困窮世帯に属する子どもの貧困に加え、子ども・若者自身が介護者（ヤングケアラー）となり、勉学や生活などに支障を来す事態も生じている。さらに、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大が懸念されていたところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが 5 類相当となったことで日常生活や学校等における様々な制限から解放されたことも相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、青少年の意識や行動にも少なからず影響を与え、様々な問題として現れてきている。

こうした中、昨年 12 月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども・若者施策を総合的に推進するための体制が整備された。

どのような環境の中でも、いつの時代においても、青少年の健全な育成は、われわれ大人の責務であり、本区としても、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成・非行防止活動を、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって展開していくとともに、区が掲げる「暮らし続けたいまち、働き続けたいまち、訪れたいまち」の実現に向けて、「人と人とのつながり」を強め、地域力を高めていくため、青少年の健全育成をより一層推進していく必要がある。

このような認識に立ち、青少年の健全育成活動の指針とするため、令和 6 年度の「墨田区青少年対策基本方針」を策定する。

2 令和 6 年度の基本的考え方

〔ひきこもり・ニート〕

平成 27 年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」では、15～39 歳までのひきこもり状態（妊娠や病気等による場合を除き外出頻度が比較的低い状態が 6 か月以上）の者は、全国で約 54.1 万人と推計されている。また、令和 5 年のこども家庭庁による年次報告（旧「子供・若者白書（内閣府）」。以下「年次報告」という。）によると、同年代の若年無業者（ニート）は、令和 4 年は 74 万人であり、前年とほぼ横ばいの、依然として高い水準となっている。このように、若者の社会的自立の遅れは深刻であり、その対策や自立性・社会性を育む取組が求められている。

また、青少年が被害者・加害者となる凶悪な事件が後を絶たず発生していることから、これまで以上に家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携・協力しながら子どもを見守る体制を整えていく必要がある。

〔インターネット利用・SNS〕

「令和 4 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）」によると、青少

年の 98.5%がインターネットを利用しており、小学生から高校生における 1 日のインターネット平均利用時間は 280.5 分で 5 年前と比べて 121.2 分増加している。

このような中、SNS などに起因したいじめや犯罪が依然として後を絶たず発生しているほか、インターネット上には有害情報が氾濫し、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる。

これらのトラブルを未然に防止するため、区内の小中学校では、SNS 学校ルールを設ける等のメディア教育に取り組んでいる。また、学校だけではなく、まずは、家庭において、子どもと十分に話し合い、子どもとの共通理解のもとに、各家庭でのルールをつくるのが大切であるため、家庭内でのメディア教育に取り組めるよう、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民に対して啓発活動を行っていくことが求められている。

〔不登校・いじめ・自殺〕

文部科学省が実施した「令和 4 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によると、全国における「小・中学校における不登校児童生徒数」は前年度から 22.1%、10 年連続で増加している。これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化も考えられるが、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる、と同調査において考察されている。

同調査による「いじめの認知件数」は、令和 2 年度に大幅に減少したものの翌年度は再び増加に転じ、令和 4 年度は前年度比 10.8%増で過去最多となっている。これは、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、SNS 等のネット上のいじめについての積極的な認知などによると考えられる、と同調査において考察されている。

厚生労働省の自殺の統計によると、令和 4 年の全国の小・中学生、高校生の自殺者数は前年度比 41 人増加して過去最多の 514 人となり、引き続き対策が求められている。

いじめ問題について、区では、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定や、インターネットを活用した匿名による報告相談、こころとからだのWEB健康観察、すみだスクールサポートセンターが実施する 24 時間対応の「いじめ相談窓口」のほか、毎月 10 日を「すみだ いじめ防止の日」として意識啓発を図るなど、いじめの防止や早期発見に取り組んでいるところである。

また、不登校やひきこもり、自殺の問題については、本人が抱える様々な問題を理解するとともに、立ち直り等の支援をしていく必要があり、いじめ問題とともに、今後も家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携した対応が求められている。

〔薬物乱用〕

薬物乱用防止については、近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどといった違法薬物に加え、市販薬の過剰摂取が広がるなど、乱用薬物の多様化、規範意識の低下、携帯電話・インターネットなどの普及により、薬物乱用の拡大、低年齢化が憂慮されている。

年次報告によれば、令和 4 年中に覚醒剤事犯により検挙された 30 歳未満の者は 877 人で長期的に減少傾向にある一方、大麻事犯で検挙された 30 歳未満の者は平成 26 年から

増加に転じ、令和 4 年中の検挙人員は 3,765 人となり、検挙人員全体の 7 割ほどを占めている。また、危険ドラッグについては、その乱用者の検挙人員に占める 30 歳未満の者の割合は、57.6%であった。

年次報告では、「大麻は、他の規制薬物に比べ若年層割合が高く、その背景として「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や一部の国において嗜好用大麻を合法化した国際的な潮流等が影響していると考えられる。」と考察している。

そのような状況の中、薬物乱用の実態把握やインターネット上の違法・有害情報の削除など、撲滅に向け様々な対策が進められており、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の防止に向けた啓発活動の更なる充実が求められている。また、東京都は「東京都安全安心まちづくり条例」において、危険薬物に関する情報の共有化を図るなどの取組を行っており、新たな危険薬物の乱用の根絶に向けた取組の推進が求められている。

〔子どもの貧困〕

子どもの貧困問題については、厚生労働省が実施した「令和 4 年 国民生活基礎調査」によると、17 歳以下の子どもの貧困率は 11.5%と 8.7 人に 1 人が貧困の状況にある。貧困家庭における子どもの中には、十分な学習や娯楽等の機会が制約されるなど、社会的体験が希薄であり、将来への希望が持てなくなる例が見受けられ、非行や犯罪につながることもあるため、貧困家庭を社会全体で支えていくことが求められている。区では、将来を担う子どもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみで子どもの笑顔があふれるまちをめざすため、「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき「子どもの貧困対策」を進めている。

〔児童虐待・ヤングケアラー〕

児童虐待については近年増加傾向にあり、警察庁の発表によると、全国の警察が令和 5 年に虐待の疑いで児童相談所に通告した 18 歳未満の子ども数は、前年より 7,671 人増の 115,730 人(暫定値)と過去最多を記録するとともに、児童虐待事件の検挙件数も前年からほぼ横ばいであり、依然として高い水準で推移している。

令和 2 年度に国が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学 2 年生で 5.7%、全日制高校 2 年生で 4.1%であり、その中には世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は 5 割弱であった。また、令和 3 年度に小学生及び大学生を対象にして同様の調査を行った報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学 6 年生は 6.5%、大学 3 年生で 6.2%であった。

区では、児童相談所とも連携し、児童虐待に関する相談を含め子育て全般に関する相談体制の整備を図るなど、被害防止に向けた取組を推進しているが、今後は福祉・介護・医療・子育て・教育関係機関の連携によるヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなげる取組も求められている。

〔青少年の犯罪動向〕

一方、青少年による犯罪動向については、警視庁の統計によると、令和 4 年中、都内において検挙・補導された非行少年の数は 4,038 人で、前年に比べ 28 人 (0.7%) 減少した。うち、刑法犯少年は 3,042 人で、前年に比べ 117 人 (4.0%) 増加した。非行少年

は平成 22 年から減少傾向にある一方、刑法犯少年は平成 21 年以来、13 年ぶりに増加に転じた。不良行為少年は平成 30 年から令和 3 年まで減少傾向にあったが、令和 4 年は大幅に増加した。行為別では深夜はいかいが 20,315 人で最多となり、前年に比べ 4,536 人 (28.7%) 増加した。非行少年の主な特徴として、大麻事犯の検挙人員は 98 人で前年に比べ 85 人減少しているが、特殊詐欺の検挙人員は、153 人で前年に比べ 23 人増加しており、少年の特殊詐欺の再犯者率は 67.3%で、少年の刑法犯全体の再犯者率 (36.7%) と比べて非常に高い状況である。あわせて、初発型非行の一つである万引きの検挙・補導人員は 890 人で前年に比べて 145 人減少しているが、学識別では小学生が 374 人で最も多くなっており、全体に占める小学生の割合が 42.0%となっている。このような青少年の犯罪は、暴力団の犯罪行為に巻き込まれるケースや暴力団員と親密な関係に陥る危険性が懸念されるほか、重大事件に巻き込まれる可能性もあり、青少年の非行防止に対する取組への理解と活動の推進が求められている。また、東京都では、平成 29 年 7 月 1 日施行した「特定異性接客営業等の規制に関する条例」において、「JK ビジネス」等について公安委員会への届出義務や営業者の禁止行為等を定めるなど必要な規制を行い、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪防止に取り組んでいる。

(※網掛け部分は、今後の警察発表に従って修正します。)

以上のような状況から、区では、平成 30 年度に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、墨田区における子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。また、本年度は次の 5 つの重点目標を設定し、上記の課題に取り組むこととする。

3 重点目標

- (1) 健全な明るい家庭づくりを進めよう。
- (2) 青少年の社会参加を促進しよう。
- (3) 社会環境の浄化推進に努めよう。
- (4) 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう。
- (5) 青少年の非行・被害防止運動を推進しよう。

目標 1	健全な明るい家庭づくりを進めよう
-------------	-------------------------

家庭は、子どもを健全に育成するための重要かつ基本的な場である。子どもが日常生活を通して、社会の一員としての自覚を持った自律的な人間となるよう、親が規範意識を育むお手本となり、基本的な「しつけ」や「社会のルール」などを理解させるとともに、家族のふれあいを深め、安らぎのある明るい家庭づくりを推進する。

- (1) 親は子どもの鑑、自ら規範意識を持ち真剣に生きる姿を見せよう。
- (2) 家族が互いに理解し合えるよう、何でも話し合える雰囲気づくりを常に心がけよう。
- (3) 家族一人ひとりが家族の一員として自覚を高め、家事の分担などそれぞれの役割を担おう。
- (4) 保護者は家庭教育について積極的に関わり、家庭教育の重要性について理解を深めよう。
- (5) やってはいけないことや間違った行為は、しっかり正そう。

- (6) 元気良く「あいさつ」ができるように、親が子どもにしつけよう。
- (7) 「いじめは、絶対に許されない」ことを家庭内で子どもにしっかりと理解させ、いじめの兆候等子どもの様子をよく観察して見守ろう。
- (8) 「早寝 早起き 朝ごはん」を実践して、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、「気力・体力・学力」の向上につなげよう。
- (9) 家族や親子で地域行事などに積極的に参加するなど、共同体験を豊かにし、家族のふれあいを深めよう。
- (10) テレビの過剰な視聴、ネット依存（モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用等）について話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう。
- (11) インターネットやスマートフォン等の利用について、家庭内でのルールづくりやフィルタリングサービスの活用に努めよう。

目標 2	青少年の社会参加を促進しよう
-------------	-----------------------

青少年は、社会との関わりの中で自己を形成し、社会の一員としての自覚を深め人間性豊かに成長していくものである。青少年が様々な社会活動に自主的に参画して、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、自立心や協調性などを培う上で大切なことから、地域社会活動参加への働きかけやジュニア・リーダー等の育成、青少年グループの自主的活動を促進する。

- (1) 青少年団体や青少年関係施設等の活動を通して、自律性と社会性を培い、「生きる力」を育成するとともに、仲間を思いやり、助け合うことの大切さを学ばせよう。
- (2) 子どもたちの声に耳を傾け、自主性が尊重され、生き生きとした地域活動が展開されるよう援助しよう。
- (3) 自然への愛を育み、地域社会の環境美化をはじめ、環境問題への関心を高めよう。
- (4) ボランティア活動への認識を広めて、その参加を促進し、奉仕の精神を養おう。
- (5) 職場体験学習などの場を提供し、地域産業への理解を深めるとともに、社会人・職業人として自立できるよう支援しよう。
- (6) 地域社会でスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動などの体験活動を充実し、青少年の積極的な参加を促進しよう。

目標 3	社会環境の浄化推進に努めよう
-------------	-----------------------

青少年を取り巻く社会環境は刺激的な要素が多く、成長の過程にある青少年の心に与える影響は多大である。区、関係機関・団体及び地域住民は一体となって、「非行を許さない」・「犯罪の被害者や加害者にならない」・「事故のない」、明るい、安全・安心なまちづくりを目指して地域環境の浄化を推進する。

- (1) 不健全図書類等の販売実態を把握し、啓発活動を行うとともに、有害なチラシやポスターを一掃しよう。
- (2) インターネット上で、「有害情報」などの閲覧や書込み、情報発信をすることがないよ

う、その適正な使用について、家庭で注意をすることが基本であり、地域ではその啓発活動を進めよう。

- (3) 青少年が自主的に活動し、利用することのできる「居場所」づくりを進めよう。
- (4) 「地域防犯パトロール」活動や「すみだこどもの 110 番」運動を積極的に実施し、青少年の安全を確保しよう。
- (5) 交通マナーを普及させ、交通災害から青少年を守り、違法駐車や放置自転車等のない安全なまちにしよう。

目標 4	家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう
-------------	---------------------------------

子どもの豊かな人間形成を図り、社会の担い手として成長していくために、家庭、学校、地域はそれぞれの役割を理解し、その機能を補完しあうなど、青少年健全育成上の課題の把握や解決に向け、連携をより一層強化していくとともに、関係機関・団体とも連絡調整を図る。

- (1) 家庭、学校、地域、関係機関・団体は、情報交換を密にし、日頃から相互の理解を深めよう。
- (2) 学校は、地域との連携・協力を深め、地域社会の活動に協力しよう。
- (3) 保護者や地域住民、育成リーダーは、「地域の子どもはみんなわが子」の気持ちで子どもたちに接しよう。
- (4) 「いじめは決して許されない」「いじめを傍観しているのは、いじめているのと同じだ」ということを子どもたちに教えるとともに、子どもの小さな変化を見逃がさず、関係者は一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて努力しよう。
- (5) 親の子育て不安解消に向けた取組を地域で進めるとともに、関係機関の子育て支援の一層の充実を図ろう。
- (6) 子どもの権利侵害を防止するための啓発活動を進め、保護を必要とする子どもや家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待など地域で気になることがあれば、子育て支援総合センターや児童相談所等に連絡（通報）しよう。
- (7) 学校内や登下校時における子どもたちの安全確保のための活動を推進しよう。
- (8) 「あいさつや声かけ」が子どもたちを守り育て、そして地域に根ざした運動になるように取り組もう。
- (9) 若年無業者やフリーター、ひきこもりの問題が深刻化していることから、放課後学習の推進や特別支援教育の充実を図るなど、子どもたちの発達段階に応じた教育、支援を行い、社会で自立した生活を送る上での基本や学習内容の定着を図ろう。
- (10) 子どもの将来が、その生まれ育った状況によって左右されることなく、平等に教育を受ける機会や様々な体験の機会を得られるよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもたちを支援しよう。
- (11) 家庭、学校、関係機関・団体等は連携して、不登校の予防・早期対応及び解消に取り組もう。

目標 5	青少年の非行・被害防止運動を推進しよう
-------------	----------------------------

青少年による非行や問題行動は、依然として憂慮すべき状況が続いていることから、青少年の非行防止に対する様々な取組への理解を深め、関係機関・団体、地域住民は、その防止のために、なお一層多様な活動を推進する。

- (1) 暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、青少年が暴力団と関係を持ち被害に巻き込まれないように、区や青少年関係機関・団体が一体となり、啓発活動などを展開しよう。
- (2) 犯罪被害防止とともに、加害者にもならないよう、SNS等のコミュニティサイトの利用が危険と隣り合わせであることを認識させ、他人への誹謗中傷や有害情報の書込み防止など、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発活動を進めよう。
- (3) 危険薬物等に対する区民の理解を深めるとともに、販売等の情報を知り得た場合は情報提供を行えるよう、「危険ドラッグ」等の有害性や危険性について正しい知識の普及・啓発に取り組もう。
- (4) 性非行の防止及び性行動の低年齢化を防止するために、正しい知識の情報提供を行おう。
- (5) 青少年が非行に陥らないよう、不良行為等の問題行動の早期発見、立ち直り支援に取り組もう。
- (6) 「一声運動」や「地域懇談会」など、地域での地道な活動を積み重ねながら、区民の非行・被害防止意識を高めよう。
- (7) 「万引き、自転車窃盗、自動販売機荒らしは犯罪である」ということを子どもたちに認識させ、「しない・させない・見逃さない」ように、地域で見守りを強めよう。
- (8) 国が提唱する「青少年非行・被害防止推進強調月間」、「社会を明るくする運動強調月間」等に併せ、引き続き関係者の連携を強化し、啓発活動に取り組もう。

令和5年度墨田区青少年対策事業推進状況

1 行事等

(1) 墨田区青少年非行防止強調月間（令和5年7月1日～31日）

庁舎前に標語「たくましく育つ子どもが未来をつくる」の懸垂幕を掲示した。

(2) 社会を明るくする運動（令和5年7月1日～31日 強調月間）

街頭活動やポスターの掲示により、運動の主旨である「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」のPRを行った。また、中央集会を令和5年7月15日（土）に曳舟文化センターで実施し、作文コンテストの朗読発表と都立橘高等学校・都立江東商業高等学校吹奏楽部による合同演奏を行った。

(3) 墨田区青少年健全育成区民大会

政府主唱の子ども・若者育成支援推進強調月間の主旨を踏まえ、令和5年11月25日（土）に曳舟文化センターで実施し、青少年健全育成作文入賞者発表及び表彰式、受賞作品の朗読発表、すみだ少年少女合唱団によるアトラクションを行った。

※ 青少年健全育成作文コンクール応募数 5,432編（入賞作品数 171編）

(4) 薬物乱用防止活動

墨田区役所1階アトリウムにおいて、令和5年12月12日（火）から15日（金）までの間、区内の中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の作品展を開催した。

(5) 各地区青少年育成委員会における活動

地域の実情に応じて、夜間パトロールや地域教育懇談会、スポーツ・文化活動等の体験事業を行った。

2 会議等

(1) 連絡協議会育成委員長会議（全7回）墨田区役所11階 教育委員会室

※第7回の会議は令和6年3月25日（月）に開催予定である。

(2) 連絡協議会定期総会 令和5年7月8日（土） 曳舟文化センター

墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況

1 新型コロナウイルス等の影響により中止となった事業（3事業）

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名	担当課・機関	事業内容
夏休み自然体験教室 （農山村生活体験事業）	地域教育支援課	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。
ものづくりフェア	経営支援課	ものづくりの魅力を伝えるため、イベントを通して、子どもたちが「ものづくり」に触れる機会を提供し、ものづくりの楽しさを伝えます。

基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

事業名	担当課・機関	事業内容
すみだまつり・こどもまつりでの PR 活動	地域教育支援課	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動PRと意識啓発を図ります。

2 事業内容等の変更があった事業（5事業）

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名	担当課・機関	事業内容		変更理由等
		変更後	変更前	
【変更前】 夏！体験ボランティア事業 【変更後】 夏体験ボランティア事業	すみだボランティアセンター（厚生課）	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図ります。（事業内容変更なし）		事業名を見直したため。
学校防災活動の推進	防災課	「防災に関するガイドブック」を作成・配布し、災害時に中学生が自らの安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	「すみだ防災ガイド【中学生用】」を作成・配布し、災害時に中学生が自らの安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	「地震ガイドブック」や「墨田区水害ハザードマップ」等の様々なガイドブックを用いて防災に関する普及啓発を行っているため。
合同就職面接会等の開催	経営支援課	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、 <u>就職面接会</u> を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、 <u>合同就職面接会</u> を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	コロナ禍での仕事の探し方や、求職者の意識が変化し、令和5年度からは、小規模での面接会を開催するなどやり方を変更したいと、ハローワーク墨田から提案があったため。
すみだ人材確保プロモーション支援事業	経営支援課	区内事業者に関心のある求職者を対象に、 <u>合同企業説明会</u> を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	区内事業者に関心のある求職者を対象に、 <u>企業見学会や求職者と区内事業者に勤務する社員との座談会など様々な事業を行い、区内事業者への就労促進を図ります。</u>	コロナ禍等での区内事業者や求職者の動向を踏まえ、事業内容を見直したため。

基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

事業名	担当課・機関	事業内容		変更理由等
		変更後	変更前	
墨田区青少年非行・被害防止強調月間	地域教育支援課	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	内閣府の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、令和5年度からこども家庭庁の主唱となったため。

3 完了した事業（1事業）

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名	担当課・機関	事業内容	完了理由等
ものづくりスタートアップ連携促進事業	経営支援課	区内の町工場等を学びのフィールドとして、区内外の教育ベンチャーと連携しながら、STEAM教育の考え方を取り入れた次世代ものづくり人材の育成を行います。あわせて、情報経営イノベーション専門職大学や千葉大学と連携したリカレント教育も実施していきます。	事業として一定の役割を果たしたと判断したため。（令和4年度完了）

墨田区子ども・若者計画事業一覧（令和6年1月現在）

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

（1）基本的な生活習慣の形成

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	幼児教育の推進	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。	指導室 子ども施設課 私立幼稚園
2	幼稚園、保育所等、小・中学校での食育の推進	食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験等を通じて、食に関する理解を深めることで幼児・児童・生徒の健康維持、増進につなげます。	指導室 学務課 子ども施設課
3	学校教育における生活習慣にかかわる指導	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	指導室
4	食育推進事業	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。	保健計画課 すみだ食育 good ネット
5	健康づくりのための普及啓発	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図ります。	保健計画課
6	健康診査	16歳から39歳までの区民を対象として、健康の増進と維持を目的とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。	保健センター ※令和5年度から 保健計画課主管
7	栄養指導	将来の健康について考え、自ら適切な食生活を実践できるよう、栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	保健センター
8	エイズ及び性感染症等に関する普及啓発	エイズ及び性感染症に対する正しい理解を深めるため、ポスターやパンフレットの配布等、普及・啓発を図ります。	保健予防課
9	たばこの害についての普及啓発	たばこの健康被害や受動喫煙による影響を理解し、喫煙行動を防止するため、小学校高学年向けに、啓発リーフレットを配布し、意識啓発を図ります。	保健計画課 (保健センター)

(2) 確かな学力と豊かな人間性の育成

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	幼保小中一貫教育の推進	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通した連続性のある教育を推進します。また、交流や意見交換を通して、異校種間等の円滑な連携を図ります。	すみだ教育研究所
2	学力向上「新すみだプラン」の推進	児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の3つを柱に、学力向上に関する施策を展開します。	すみだ教育研究所
3	教職員研修事業	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、子どもたちの学力向上につなげます。	指導室
4	学校支援指導員派遣事業	全ての幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安心して安定した学校生活を送ることができるようにすることで、確かな学力につなげます。	指導室
5	研究協力校（園）及び特色ある学校づくり推進校、グループ・個人奨励	教育委員会が示した内容や今日的教育課題の解決を図るため、学校における研究実践や、特色ある教育活動等について推進します。	指導室
6	人権教育	地域や学校の実態に即して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切を認めることができるようになり、様々な場面での具体的な態度や行動に移していくことのできる人権教育を推進します。	指導室
7	道徳教育の推進	特別の教科道徳を核とした全ての教育活動を通じて、道徳教育を推進し、人間としての生き方の自覚を促すことで、豊かな心を持ち道徳性を身に付けた児童・生徒を育成します。	指導室
8	SOSの出し方に関する教育	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、保健計画課や保健センターの保健師等も参画します。	指導室 保健予防課 (保健センター)
9	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないように、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	人権同和・男女共同参画課
10	情報教育の推進	児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てるため、コンピュータを活用した教育やSNSの適正な利用等を推進します。	指導室

Nº	事業名	内容	担当課・機関
11	伝統文化等に 触れ合う機会の提供	児童・生徒の郷土への理解や愛着心を育むため、すみだ北斎美術館やすみだ郷土文化資料館等と連携し、郷土の歴史や伝統文化を深める授業等を行います。	指導室 地域教育支援課
12	体験的な活動を取り入れた学習	児童・生徒の社会性や豊かな情操を育むため、特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動のほか、移動教室や野外体験活動の充実を図ります。	学務課 指導室
13	夏休み自然体験教室 (農山村生活体験事業)	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。	地域教育支援課
14	自然環境学習	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にビオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	環境保全課
15	子ども読書活動の推進	○学校図書館の充実 ①区内全小・中学校が参加する「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、子どもが主体的に学ぶことを支援します。 ②授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 ③小中学校に学校司書要員を配置し、学校図書館の活用推進を図ります。 ○学校と図書館の連携強化 ①「図書館を使った調べる学習コンクール」の個別相談会を図書館で実施し、子どもの研究活動を支援します。 ②小中学校へ図書の団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。 ③読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。 ④図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。 ⑤学校図書館担当者の専門性を高めるために、司書教諭研修を図書館にて実施します。また、小中学校の学校司書と図書館司書の情報交換会を行い、情報共有に努めます。 ○地域での読書活動の推進 幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。 ②青少年向けにティーンズコーナーを設け、青少年が読書に親しみ、豊かな教養を身に付けることができるよう支援します。	ひきふね図書館 指導室

Nº	事業名	内容	担当課・機関
16	健康と体力向上の推進	体位、体力の向上を図るため、指導資料を作成し、区立小・中学校の児童・生徒の心身の健康増進を図るとともに、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	指導室
17	スポーツ振興事業	スポーツ教室、区民体育大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
18	区民健康スポーツデー	原則として 10 月の体育の日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
19	総合型地域スポーツクラブ自立支援	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	スポーツ振興課
20	スポーツ推進委員の活動	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
21	各種スポーツ活動	子ども達の心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)

(3) 社会貢献・社会参画の促進

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	地域力育成・支援事業	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。	地域活動推進課
2	すみだ生涯学習センター事業	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	地域活動推進課 すみだ生涯学習センター
3	図書館における青少年活動の推進	中高生のボランティアグループ「ひきふね図書館おもてなし課」の活動を通して、中学生・高校生が自主的にイベントや特集展示コーナーの企画や運営を行うことで、地域貢献の意識醸成を図ります。	ひきふね図書館
4	クリーンキャンペーン	ごみゼロデー（5月30日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。	すみだ清掃事務所
5	ボランティア推進事業	ボランティア活動に対する理解と参加を促進するため、講習会や講座の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図り、福祉のまちづくりを推進します。	厚生課
6	ボランティアセンターの活動	ボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。	墨田区社会福祉協議会 (厚生課) い

Nº	事業名	内容	担当課・機関
7	夏体験 ボランティア事業	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を高めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図ります。	すみだボランティアセンター (厚生課)
8	学校のボランティア活動普及事業	中学校・高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、生徒の社会福祉への理解と関心を高め、人間同士の連携の精神を養うとともに、生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。	すみだボランティアセンター (厚生課)
9	児童・生徒向け ボランティアスクール	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験をすることで、社会参画意識の醸成を図ります。	すみだボランティアセンター (厚生課)
10	生産体験活動	社会奉仕の心を育むため、管内に通う子どもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)
11	自主グループ等への 支援	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。	子育て政策課
12	音楽活動	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	子育て政策課
13	墨田区のお知らせ等 による周知	青少年向けの区の各部署が実施する行事などを、墨田区のお知らせ「すみだ」や区政情報番組「ウィークリーすみだ」等を通じて、区民へ周知・PRします。	広報広聴担当
14	国際理解教育の 推進事業	各教科等の学習を通じた国際理解教育を推進するとともに、外国人講師（NT）の導入やTOKYO GLOBAL GATEWAY(東京都版英語村)の利用により、英語学習や外国の文化等への関心を高め、英語を用いてコミュニケーションを図る態度を育てます。	指導室
15	墨田区中学生海外 派遣事業	中学校2年生を対象とした海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等によって、英語力の向上を図り、国際社会で幅広い視野を持って活躍することのできる人材を育てます。	指導室
16	オリンピック・ パラリンピック教育 推進事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を、幼児・児童・生徒にとってまたとない重要な機会と捉え、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義を正しく理解することで、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材に育つことを目指します。また、東京2020大会の経験を通じ、掛け替えのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心に残します。	指導室
17	総合防災教育	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	本所・向島消防署 (地域教育支援課)
18	消防少年団	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校1年生から高校3年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	本所・向島消防署 (地域教育支援課)

Nº	事業名	内容	担当課・機関
19	学校防災活動の推進	○区民と地域の防災力向上を図る一環として、普通救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。 ○「防災に関するガイドブック」を作成・配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	指導室 防災課
20	起震車による地震体験	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	防災課
21	中学生区議会	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担う子どもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。	広報広聴担当
22	すみだ少年少女合唱団	区の音楽文化推進の一環として、小学校3年生から高校3年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	文化芸術振興課
23	すみだまつり・こどもまつり	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとした子どもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	文化芸術振興課
24	はたちのつどい	はたちを迎える方で構成する実行委員会が企画から当日までの運営を行うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	文化芸術振興課
25	明るい選挙啓発ポスターコンクール	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局
26	若年投票立会人	各投票所に配置する投票立会人について、18～29歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局
27	若年啓発グループ	18～29歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	選挙管理委員会事務局

(4) 職業的自立の支援

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	キャリア教育の推進	児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	指導室
2	子ども科学教室	区内在住在学の小学校4～6年生を対象に、芝浦工業大学と連携したロボット工作を通して、子どもたちのものづくりへの興味醸成を図ります。(令和元年度に完了し、新たに「ものづくりスタートアップ連携促進事業」を追加した。)	経営支援課
3	ものづくりスタートアップ連携促進事業	区内の町工場等を学びのフィールドとして、区内外の教育ベンチャーと連携しながら、STEAM教育の考え方を取り入れた次世代ものづくり人材の育成を行います。あわせて、本区に開学予定の情報経営イノベーション専門職大学や千葉大学と連携したリカレント教育も実施していきます。(令和4年度完了)	経営支援課
4	ものづくりフェア	ものづくりの魅力を伝えるため、イベントを通して、子どもたちが「ものづくり」に触れる機会を提供し、ものづくりの楽しさを伝えます。	経営支援課
5	就職支援コーナーすみだ	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課 ハローワーク墨田
6	雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」の運営	求人情報や内職情報をインターネットで検索・閲覧できるようにし、求職活動者がいつでも手軽に求職情報を閲覧できる環境を整備することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課
7	求職者支援訓練	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	ハローワーク墨田
8	職業訓練受講給付金	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」(職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当)を支給します。	ハローワーク墨田
9	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金(国)	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	ハローワーク墨田
10	合同就職面接会等の開催	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者(主に再就職希望者)を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	経営支援課 ハローワーク墨田

Nº	事業名	内容	担当課・機関
11	すみだ人材確保プロモーション支援事業	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	経営支援課
12	人材確保・就職支援コーナー	福祉分野（介護・看護・保育）／建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の皆様をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	ハローワーク墨田
13	学卒求人申込説明会	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールへの遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。	経営支援課 ハローワーク墨田
14	中高生の就職支援	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職に繋がる支援を実施します。	ハローワーク墨田
15	ヤング相談コーナー	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、応募書類の添削や面接対策、キャリアインサイトを使用した適正診断等、個別予約相談を行います。	ハローワーク墨田

基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

（1）家庭教育への支援

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	家庭教育への支援	家庭教育の向上を図るため、保護者を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、子育て等に関する学習を行う団体等への支援を行います。また、児童・生徒の保護者に配布する家庭教育パンフレットの制作を行うことにより、親子のふれあい・子どもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	地域教育支援課
2	P T A への支援	家庭の教育力の向上を図るため、児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合 P T A が実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	地域教育支援課
3	「小学校すたーとブック」及び「中学校入学プレブック」の配布	小学校入学間近の子ども及び小学校 6 年生とその保護者に冊子を配布することで、家庭教育の大切さを啓発するとともに、就学・進学後の学校生活をスムーズに始められるようにします。	すみだ教育研究所

Nº	事業名	内容	担当課・機関
4	家庭における読書活動の推進	○ブックスタート事業 3・4か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布し、家庭において子どもとのスキンシップを深め、豊かな情緒を育むための読書の推進を図ります。 ○家読（うちどく）の啓発 1冊の本を通じて家族で読書を楽しめる「おうちDE読書ノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の推進を図ります。	ひきふね図書館
5	子育て支援拠点事業	在宅での子育てを支援する拠点施設として、さまざまな子育て支援サービスの提供や調整のほか、相談等の総合的な子育て支援事業を行います。	子育て支援総合センター
6	子育てひろば	子育て相談に関する関係機関との連携を図り、子育て相談・ひろば事業を両国子育てひろば及び文花子育てひろばで実施します。	子育て支援総合センター

（２）家庭・地域・学校の連携

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	学校運営連絡協議会	学校運営連絡協議会を各学校に設置し、学校の課題解決に向けて、家庭・地域・学校が果たすべき役割や学校の支援について協議するなど、開かれた学校づくりを推進することで、家庭・地域・学校の協働体制を構築します。	指導室
2	学校公開	定期的に授業を公開し、保護者が児童・生徒の学習や生活の様子を実際に見る機会を設けることで、学校の教育活動やその方針についての理解を深めます。	指導室
3	放課後子ども教室の推進	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、区立小学校の施設を利用して、学校、PTA及び地域住民等が連携し運営する放課後子ども教室を推進します。	地域教育支援課
4	学校支援ネットワーク事業の推進	子どもたちに多様な体験・価値ある体験の場を提供するため、出前授業等を通して、地域力（地域住民・企業等）を学校の教育活動に取り入れ、地域等で学校を支援します。	地域教育支援課
5	学校による家庭訪問又は面談	教員の家庭訪問や、保護者の来校による面談などを実施し、学級担任と保護者が懇談する機会をもつことで、児童・生徒の理解と学校の教育活動に関する理解を深めます。	指導室
6	学校における地域人材の活用	地域の方をゲストティーチャーとして学校に迎え入れたり、職場体験や特別活動、地域調べ・学習支援で地域の協力を得るなど、地域と連携した学校の教育活動を支援します。	指導室 すみだ教育研究所
7	青少年育成委員会活動への支援	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。	地域教育支援課

Nº	事業名	内容	担当課・機関
8	青少年委員活動の推進	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	地域教育支援課
9	学校安全ボランティア事業	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、子どもたちの登下校時における通学路のパトロールや子どもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。	庶務課
10	携帯電話等活用した情報発信システム	不審者情報や急な学校行事の変更など緊急性の高い情報を、小中学校、幼稚園及び教育委員会事務局から、保護者の携帯電話等にメールで情報発信します。	庶務課

(3) 子ども・若者の育成環境の整備

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	すみだこどもの 110 番運営委員会への支援	子ども達の登下校時等の安全確保を図るため、子ども達が不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、子ども達に周知する P T A 事業である「すみだこどもの 110 番」の活動を支援します。	地域教育支援課
2	帰宅呼びかけ放送	児童・生徒の非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。	地域教育支援課
3	地域福祉プラットフォーム事業	令和 2 年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」は、令和 3 年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。(※令和 3 年 1 0 月現在、京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目の 3 カ所で開設)	厚生課 墨田区社会福祉協議会
4	子どもの居場所ネットワークづくり	食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	厚生課 墨田区社会福祉協議会
5	児童館事業 コミュニティ会館事業 社会福祉会館事業	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	子育て政策課 地域活動推進課 人権同和・男女共同参画課
6	児童館における定期学習会の実施	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	子育て政策課
7	少年団体の育成	子ども会における年少指導者を育成する「ジュニア・リーダー研修会」をはじめとした少年団体の自主的な活動に対し、必要に応じて専門的・技術的な助言等の援助を行うことにより、各少年団体の育成及び活動の充実を図ります。	地域教育支援課
8	子ども会活性化への支援	地域の子どもの健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。	地域教育支援課

Nº	事業名	内容	担当課・機関
9	サブ・リーダー講習会の実施	地域や学校で活躍するリーダー（ジュニア・リーダーの前身）を養成するため、小学校4～6年生を対象に、グループ活動や野外活動等を通し、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、仲間と協力し合うことの大切さなどを学ばせるサブ・リーダー講習会を実施します。	地域教育支援課
10	ネットトラブル対策	青少年のインターネット利用に関する様々な問題に対応するため、青少年健全育成に携わる方々や東京都や関係機関等と連携し、インターネットの適切な利用について普及啓発を実施します。	指導室
11	セーフティ教室	幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講演やロールプレイングを実施し、防犯意識や危機対応力を高めます。また、保護者・地域等と学校・警察が一体となって、幼児・児童・生徒の被害防止や非行防止（デートDV・ストーカー被害防止等）についての情報交換を行い、地域で幼児・児童・生徒を守る意識を高めます。	指導室
12	デートDV 予防啓発講座	交際相手からの暴力や暴言など、DV被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデートDVに対する理解促進と予防啓発に努めます。	人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター
13	交通安全指導	児童・生徒に日常の交通安全に必要な事柄を理解させ、常に安全を確認し、正しい判断のもとに安全な行動をとる態度や能力を育てます。特に、交通安全の実践の場は学校の外であるため、家庭や地域社会と連携を密にして進めます。 ○道路での正しい歩き方 ○信号や標識・標示の理解 ○雨の日の安全 ○自転車の正しい乗り方 ○横断歩道・踏切の渡り方、ほか	庶務課
14	スクールサポーター制度	警察OBで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、PTAと連携した子ども110番制度の活性化を図ります。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)
15	緊急通報装置等の防犯設備	非常通報体制「学校110番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入し、子どもの安全確保を図ります。	庶務課
16	通学路防犯設備整備事業	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	庶務課

Nº	事業名	内容	担当課・機関
17	学校ＩＣＴ化推進事業	全教員がＩＣＴ機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がＩＣＴを活用した指導を継続的にを行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	庶務課
18	防犯ブザーの貸与	緊急時にブザーを使用して犯罪被害を未然に防ぐため、小学生に防犯ブザーを貸与し、児童の安全確保を図ります。	学務課
19	地域防犯対策	○児童の下校時にあわせて、青色防犯パトロールカーによる区内巡回パトロールを実施します。 ○町会・自治会等が連携して防犯カメラを設置する場合に助成します。 ○地域において自主防犯活動をしている団体を支援するため、防犯パトロール用品を支給します。	安全支援課
20	安全・安心メール	スマートフォンやパソコン等に、「すみだ安全・安心メール」として区内の防災・防犯情報等を配信します。	安全支援課
21	有害環境の浄化活動	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）成人向けＤＶＤ等の適正な取扱いを目指して、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。	地域教育支援課
22	薬物乱用防止活動	年々低年齢化する麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物禍から青少年を守るため、関係機関・団体、地域社会が連携して薬物禍撲滅活動を実施します。また、学校においては、薬物乱用防止マニュアル等を活用した教育を実施するとともに、保護者に対してリーフレットを配布し啓発活動を進めます。	生活衛生課 指導室 地域教育支援課
23	すみだまつり・こどもまつりでのＰＲ活動	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動ＰＲと意識啓発を図ります。	地域教育支援課
24	交通安全運動	○各小学校にスクールゾーン対策連絡会を設置し、交通安全活動を行うとともに定期的に意見交換会を開催して、危険箇所の把握と改善を行うなど、登下校時の交通事故の防止を図ります。 ○警察署と協力して自転車安全運転教室の参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。	土木管理課

Nº	事業名	内容	担当課・機関
25	健康づくりのための環境整備	子どもたちの健やかな成長を促し、楽しく遊ぶことのできる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。	道路公園課
26	ボール遊びができる公園等の整備	子どもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めていきます。	道路公園課
27	総合運動場等整備事業	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備を進めます。(令和元年度完了)	スポーツ振興課

基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

(1) いじめ・不登校対策

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	いじめ防止対策の推進	「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止対策基本方針やプログラム、対応マニュアルを作成し、保護者、地域、事業者等の連携のもと、地域社会全体でいじめの防止、早期発見、早期対応の取組強化を推進します。	庶務課 指導室
2	教育相談事業	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、子どもの教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行っています。また、電話相談として「親子電話相談」「ヤングテレフォン相談」を実施しています。	すみだ教育研究所
3	スクールサポートセンター事業	スクールサポートセンターにおいて相談を行い、早期対応ときめ細やかな支援を実施することで、不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題を解決し、児童・生徒が有意義で充実した学校生活を送れるようにします。	指導室
4	スクールカウンセラーの配置	児童及び生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の相談体制等の充実を図ります。	指導室
5	ステップ学級運営事業	学校に適應できない長期欠席の児童・生徒に対して、集団への適應指導や学力補充援助等、基礎的生活習慣の育成を図ることで、長期欠席児童・生徒が自らの意思により学校に復歸することを支援します。	指導室
6	不登校防止対策の推進	「墨田区立学校不登校対策基本方針」に基づき、保護者、地域、関係機関と連携し、各小中学校が組織的に不登校の予防・早期発見及び解消を図ります。	指導室

(2) 障害のある子ども・若者への支援

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	乳幼児への療育	みつばち園・にじの子等において、心身の発達に心配がある未就学児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	障害者福祉課
2	幼稚園・保育所等における障害児教育・保育等	○区立幼稚園では、一定の条件の下で、特別な支援を要する幼児の受け入れを実施します。 ○保育所等では、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。 ○学童クラブでは、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。	学務課 子ども施設課 子育て政策課
3	学齢児への療育	放課後等デイサービスにより、心身に障害がある18歳未満の就学児に、放課後または学校休業日などに、生活能力向上のための訓練や社会交流を行います。	障害者福祉課
4	就学相談	初めて小学校に入学するお子さんや、中学校への進学、転学等についての相談を行います。医師や専門家等による就学相談委員会により、児童・生徒一人ひとりの障害や能力に応じて、もっとも適切な学びの場について判断し、支援します。	学務課
5	特別支援学級・教室の運営	○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。	学務課
6	特別支援教育の推進	○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。 ○介助があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のため、在籍校に介助員を配置します。 ○区立幼稚園・小・中学校では、障害がある幼児・児童・生徒をはじめ全ての幼児・児童・生徒について、一人ひとりの教育的ニーズの把握、分かりやすい授業の展開、安心・安全に生活できる環境の整備を推進します。	学務課 指導室
7	すみだ教室の実施	中学校特別支援学級及び特別支援学校を卒業した知的障害者を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。	地域教育支援課
8	就労継続支援事業	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	障害者福祉課
9	すみだ障害者就労支援総合センター	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、生活支援等を行います。	障害者福祉課

Nº	事業名	内容	担当課・機関
10	墨田区福祉作業所 ネットワーク KAI	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエイターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。また、作業所利用者による生産品を「スカイワゴン」等での販売を通じ、利用者の工賃アップ、やりがいにつなげます。	障害者福祉課

(3) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	思春期相談・ 思春期講演会	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期においての不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達の心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。	保健センター
2	若者の居場所づくり 支援	こころの悩みや生きづらさを感じている若者が、自宅以外で安心して過ごせる居場所（カフェ）を定期的の実施し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前へ進むための支援を行います。	保健予防課
3	若者や子育て世代等 の女性などに対する 就労支援	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。	経営支援課
4	ヤング相談コーナー 等における他機関へ の紹介	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。	ハローワーク墨田

(4) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	地域教育懇談会	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	地域教育支援課
2	地域パトロール	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	地域教育支援課
3	墨田区青少年健全 育成区民大会	政府主唱の「子ども・若者育成支援推進強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	地域教育支援課

Nº	事業名	内容	担当課・機関
4	墨田区青少年非行・被害防止強調月間	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	地域教育支援課
5	ふれあい協議会	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図っています。	本所・向島警察署 (地域教育支援課)
6	サイバーパトロールの実施	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報(※)の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。 (※) 違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 (※) 有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報	本所・向島警察署 (地域教育支援課)
7	更生保護活動	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	墨田区保護司会 (地域教育支援課)
8	社会を明るくする運動	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区BBS会の会員などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。	墨田区保護司会 地域教育支援課

(5) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援 (ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等)

Nº	事業名	内容	担当課・機関
1	母子生活支援施設	配偶者のいない親が、経済的な理由や住居がない等の事情で子どもの養育をすることが困難な場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。	生活福祉課
2	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を、区の指定施設に一時入所させ、相談、助言を行い、自立更生の措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。	生活福祉課

Nº	事業名	内容	担当課・機関
3	ひとり親家庭自立支援給付金事業	【自立支援教育訓練給付金】 国から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付します。 【高等職業訓練促進給付金】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生士、調理師等の資格取得のために訓練機関で修業する場合に、修業期間中、訓練促進給付金を給付します。	生活福祉課
4	子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を行います。 具体的には、一年間通して実施する学習会と、長期休み期間に宿題をサポートする学習会を行います。	厚生課
5	外国人等児童・生徒のための日本語指導及び学習支援	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	指導室
6	区民相談	すみだ区民相談室では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、日常抱える問題や悩み事などに対して、相談員が面談等により問題解決のアドバイスをします。外国人相談として、中国語・英語通訳者付きの相談を行います。	広報広聴担当
7	子ども・若者への見守り支援	地域において、特に配慮が必要な子ども・若者の把握に努め、関係機関につなげます。	民生・児童委員（厚生課）
8	ゲートキーパー研修	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	保健予防課
9	すみだ こころと生活の相談窓口	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ こころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	保健予防課
10	小中学生向け啓発物の配布	小学校5・6年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころのSOSチェックを掲載した啓発物を配布します。	保健予防課
11	性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発	教育委員会事務局と連携し、必要な情報提供をします。また、広報紙や機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。	人権同和・男女共同参画課
12	児童虐待に関する相談	18歳未満の子どもの虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図っていきます。	子育て支援総合センター
13	児童相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図っています。	江東児童相談所

○墨田区青少年問題協議会条例（昭和 30 年条例第 2 号）

（設置）

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 協議会は、会長及び 45 人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

（1） 区議会議員

（2） 学識経験を有する者

（3） 関係行政機関の職員

（4） 区の職員

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第 4 項各号に掲げる身分を失ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

（会長及び副会長の権限）

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第 5 条 協議会の会議は、区長が招集する。

（定足数及び表決数）

第 6 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員会）

第 7 条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

（委任）

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

墨田区子ども・若者計画の改定について (令和6年1月16日5墨教地第944号)

1 改定の背景

計画策定から5年が経過することとなり、アフターコロナにおける新たな問題の表出、令和5年12月のこども基本法に基づくこども大綱の策定、などといった事象・動向に対応するべく、墨田区子ども・若者計画を改定する。

2 計画の目的

子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中で、若年無業者（ニート）やひきこもり、児童虐待、いじめ、さらには、子どもの貧困問題など、子ども・若者に関する諸問題が深刻化している。こうした状況を踏まえ、子ども・若者が健やかに成長し、夢や希望を育み、円滑に社会生活を営むことができるように、本計画に基づき、福祉、保健医療、雇用、教育等の関係部署・団体が連携し、区民ニーズを踏まえた子ども・若者の育成支援施策を推進する。

3 対象年齢

乳幼児期から青年期まで（0歳から概ね30歳未満）の子ども・若者を対象とする。施策によっては、30歳代のポスト青年期の者も対象とする。

4 改定の考え方

現行計画は、その計画期間の終期を令和5年度としていたところ、この間、令和3年12月の閣議決定「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」により、こども家庭庁の設置に併せ、「別々に作成・推進されてきたこども政策に係る大綱を一体的に作成・推進する」ことが決まった。

このことに伴い、令和5年度に行うことを想定していた改定に向けた作業の着手を見送ってきたところであったが、令和5年12月、前述の一体的な大綱である「こども大綱」が策定された。

ついては、この新たな「こども大綱」及び「東京都子供・若者計画」を勘案し、「墨田区基本計画」をはじめとした区の上位計画や関連する計画と連携、整合を図るとともに、こども基本法に基づく市町村こども計画への一体化も視野に入れ、現行計画の計画期間を1年間延長し、令和7年度を始期として計画を改定する。

5 計画策定の検討体制

子ども・若者施策の関係者で構成されている青少年問題協議会に計画の改定について諮問し、詳細については、当協議会に専門委員会を設置して検討するものとする。

6 改定スケジュール案

令和6年1月	青少年問題協議会【諮問】
令和6年5～7月	アンケート等による実態調査
令和6年7～10月	専門委員会で検討（3回程度）【計画素案の作成】
令和6年11月	第1回 青少年問題協議会【計画素案の提示、検討】
令和6年12月	議会報告（素案）、パブリックコメントの実施
令和7年1月	計画案の作成
令和7年2月	第2回 青少年問題協議会【答申】
令和7年3月	議会報告（最終）

7 参考（別添）

- (1) こども大綱（政府説明資料）
- (2) 東京都子供・若者計画（概要）



5墨教地第944号

令和6年1月24日

墨田区青少年問題協議会会長 様

墨田区長 山 本



「墨田区子ども・若者計画」の改定について（諮問）

子ども・若者を取り巻く環境は時代の変動とともにめまぐるしく変化し、その結果、生じてきた様々な問題や課題に対応できずにいる子ども・若者が増加し、若年無業者（ニート）やひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題やいじめ、不登校、有害情報等の氾濫など、子ども・若者が抱える問題が深刻化しています。

このような状況が継続する中、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村計画として、貴下審議会からの答申を受け、区は平成31年3月に「墨田区子ども・若者計画」を策定しました。

今般、計画策定から5年が経過することとなり、アフターコロナにおける新たな問題の表出、令和5年12月のこども基本法に基づくこども大綱の策定、などといった新たな事象・動向に対応するべく、本計画を改定します。については計画の改定にあたり、実効性のある内容とするため、貴下審議会の意見を伺います。

こども大綱

(令和 5 年12月22日閣議決定)

【説明資料】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようにするまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）

○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）

○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）

○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）

○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）

○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。
※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
 - ・こどもの貧困率
 - ・里親等委託率
 - ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
 - ・小・中・高生の自殺者数
 - ・妊産婦死亡率
 - ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
 - ・いじめの重大事態の発生件数
 - ・不登校児童・生徒数
 - ・高校中退率
 - ・大学進学率
 - ・若年層の平均賃金
 - ・50歳時点の未婚率
 - ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
 - ・合計特殊出生率
 - ・出生数
 - ・夫婦の平均理想/予定こども数
 - ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
 - ・男性の育児休業取得率
 - ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
 - ・ひとり親世帯の貧困率
- 等

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども基本法条文

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体を実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
- ・こども大綱の案の作成に当たっては、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

○骨太の方針2023（抜粋）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。（後略）

第1回こども政策推進会議（4月18日）

○こども大綱の案の作成の進め方について

<岸田総理発言>

- ・今月1日にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されました。そして、こども基本法に基づき、こども大綱の案の作成等を担うこの会議を立ち上げ、こども大綱の案の作成について、こども家庭審議会に諮問することを決定いたしました。
- ・こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱であります。
- ・常にこどもや若者の視点で、こどもや若者の最善の利益を第一に考える、こどもまんなか社会を実現してまいります。そのためのこども大綱となるよう、こども未来戦略会議におけるこども・子育て政策の抜本強化に向けた議論も踏まえながら、こども家庭審議会において調査審議をいただき、この会議に小倉大臣から御報告いただくようお願いをいたします。

第2回こども政策推進会議・第10回全世代型社会保障構築本部 合同会議（12月22日）

<岸田総理大臣発言>

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
 - ・ こども・若者の視点に立つて、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ(一般向け)(令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての閣僚に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

かとう あゆこ
加藤 鮎子

こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 開催経過

こども家庭審議会

- 第1回 令和5年4月21日(金)
 - ・各部会の設置
 - ・内閣総理大臣からの諮問
- 第2回 令和5年9月25日(水)
 - ・中間整理案とりまとめ
- 中間整理 公表 令和5年9月29日(金)
- 中間整理についてこども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施
- 第3回 令和5年11月22日(水)
 - ・答申案とりまとめ
- 答申 公表 令和5年12月1日(金)

こども家庭審議会基本政策部会

- 第1回 令和5年5月22日(月)
 - ・内閣総理大臣からの諮問について
 - ・自由討議
- 第2回 令和5年6月20日(火)
 - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第3回 令和5年6月30日(金)
 - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第4回 令和5年7月13日(木)
 - ・こども大綱の各論について((1) 幼児期まで～ (3) 思春期について)
- 第5回 令和5年7月25日(火)
 - ・こども大綱の各論について((4) 青年期、(5) 各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について)
- 第6回 令和5年8月10日(木)
 - ・こども大綱の各論について(「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等)、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について等
- 第7回 令和5年8月31日(木)
 - ・ヒアリング(国際社会の動向等について)
※外務省、大谷美紀子弁護士よりヒアリング
- 第8回 令和5年9月4日(月)
 - ・中間整理案について
- 第9回 令和5年9月15日(金)
 - ・中間整理案について
- 第10回 令和5年11月17日(金)
 - ・答申案について

こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

こども家庭審議会 委員名簿

◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
○五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
石原 理	女子栄養大学栄養学部教授
大石 亜希子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
小野 善郎	おのクリニック院長
上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院教授
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE 代表
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
鈴木 みゆき	國學院大學人間開発学部教授
砂上 史子	千葉大学教育学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまちな代表理事
原田 伊織	大学生
平野 啓子	語り部・かたりすと、大阪芸術大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
村宮 汐莉	大学生
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部教授
山縣 文治	関西大学人間学部教授

こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

青木 康太郎	國學院大學人間開発学部准教授
◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
太田 聡一	慶應義塾大学経済学部教授
岸田 雪子	ジャーナリスト、東海大学客員教授
木田 秋津	小林・福井法律事務所弁護士
清永 奈穂	日本女子大学学術研究員 株式会社ステップ総合研究所長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE代表
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
定本 ゆきこ	京都少年鑑別所医務課長
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまちな代表理事
原田 伊織	大学生
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
松浦 民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
○松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院特任教授
村宮 汐莉	大学生
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)執行役員・主席研究員

◎ = 会長（部会長）、○ = 会長代理（部会長代理）

名前は五十音順。

東京都子供・若者計画（第2期）の概要

令和2年4月30日
都民安全推進本部

1 計画の概要

○ 理念

全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する。

○ 計画の性格

子供・若者育成支援推進法に基づく計画

※「『未来の東京』戦略ビジョン」（令和元年12月策定）を推進する計画の位置付けをあわせもつ

○ 期間

令和2年度から令和6年度まで（5年間）

○ 策定の検討経緯

東京都青少年問題協議会及び若者支援部会において審議

2 計画のポイント

「施策推進の視点」に各施策に取り組むに当たっての視点として、以下の点を盛り込み、子供・若者育成支援施策を一層推進

【視点1】一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

⇒ 支援に当たっては、当事者である**子供・若者の目線に立ち**、意見を尊重し、**支援に反映**させていく姿勢が重要

【視点2】子供・若者の状況に応じて支援する視点

⇒ 子供・若者のライフステージを見通した**切れ目のない支援**と、本人だけでなく、**家族も含めた支援**が必要

【視点3】子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

⇒ 複合的な課題に対応するため、**関係機関等の連携を促進し**、**社会全体で子供・若者の成長を見守っていく**ことが重要

3 主な記載事項

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成 | 3 社会的・職業的自立を支援 |
| 2 社会形成、社会参加できる力の育成 | 4 学びの機会の確保 |

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- | |
|--------------------------------------|
| 1 困難な状況ごとの取組 |
| (1)いじめ (2)不登校・中途退学 (3)障害のある子供・若者への支援 |
| (4)若年無業者（ニート）、非正規雇用対策 (5)ひきこもりに係る支援 |
| (6)非行・犯罪に陥った子供・若者への支援 (7)子供の貧困 |
| (8)ひとり親家庭に育つ子供への支援 (9)自殺対策 |
| (10)特に配慮が必要な子供・若者への支援 |
| 2 被害防止と保護 |
| (1)児童虐待防止対策 (2)社会的養護体制の充実 |
| (3)子供・若者の福祉を害する犯罪対策等 |

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- | |
|---------------------------|
| 1 家庭の養育力・教育力の向上 |
| 2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成 |
| 3 子供・若者の育成環境の整備 |

計画の改定に合わせ、「『未来の東京』戦略ビジョン」を推進する先導的事業などを新たに追加（359事業⇒404事業：新規等80、事業終了等35）

推進体制等の整備

- | |
|---------------------|
| 1 都における計画の推進体制 |
| 2 区市町村の役割 |
| 3 関係機関との連携の強化、人材の養成 |